

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則……………（食品衛生課）	17
訓 令	
○食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令……………（食品衛生課）	20
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	21
○土地改良法に基づく道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	21
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	21
○津波災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	22
道企業局告示	
○令和4年度、令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………	22
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	25
○特定調達契約に係る入札の公告……………	26

規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月12日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第75号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則
（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第1条 公衆浴場法施行細則（昭和23年北海道規則第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「蒸し室」を「サウナ室」に改め、同条第3項第5号中「蒸し風呂」を「サウナ室」に改める。

第2条の2第1項第3号中「条例第2条第1号に規定する普通浴場にあつては、」を削

る。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 省令第1条の2第1項の届書の様式は、別記第1号様式の2とする。

第4条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第5条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

別記第1号様式3の事項(5)中「蒸し室」を「サウナ室」に改め、同様式注の事項を次のように改める。

注 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第3条の2関係）
公衆浴場営業承継届書

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者の氏名を記入すること。）

年 月 日生

譲渡により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 浴場業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

2 譲渡の年月日

3 公衆浴場の名称及び所在地

注1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写しを添付すること。（旅館業法施行細則の一部改正）

第2条 旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第2条から第7条までを削り、第1条の次に次の5条を加える。

第2条から第6条まで 削除

第8条第1項中「第1条」を「第1条第1項」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の見出し及び1条を加える。

（承認の申請書の様式）

第8条 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとする。

第8条の2の前の見出しを削り、同条中「第2条」を「第2条第1項」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第8条の3中「第3条」を「第3条第1項」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第9条中「別記第4号様式の届出書」を「別記第5号様式の旅館業営業許可申請書（旅館業営業承継承認申請書）記載事項変更届、旅館業停止届又は旅館業廃止届」に改める。

第11条第2号中「及び法」を「、」に、「の規定」を「及び第3条の4第1項の規定」に改める。

別記第1号様式中「第8条」を「第7条」に改め、同様式注3の事項を削る。

別記第4号様式その1中「旅館業営業許可申請書（旅館業営業承継承認申請書）記載事項変更届出書」を「旅館業営業許可申請書（旅館業営業承継承認申請書）記載事項変更届」に改め、同様式その2中「旅館業停止届出書」を「旅館業停止届」に改め、同様式その3中「旅館業廃止届出書」を「旅館業廃止届」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第8条関係）

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

保健所長 様

<譲受人>

申請者 住 所
氏 名

年 月 日生

（法人にあっては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名）

<譲渡人>

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり承認を受けたいので、申請します。

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 施設の名称及び所在地

3 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

注1 旅館業の譲渡を証する書類を添付すること。

2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。（食品衛生法施行細則の一部改正）

第3条 食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

第22条の3中「の規定による営業の」を「（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。次条及び第24条第1項第4号において同じ。）の規定による」に、「第70条の2各号」を「第70条の2第1項各号」に改める。

第23条第1号中「規則第68条第1項第1号に掲げる事項」を「規則第67条の2第1項第1号（生年月日を除く。）、第68条第1項第1号」に改め、「第70条第1項第1号」の次に「（規則第70条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「第70条の2各号」を「第70条の2第1項各号」に改める。

（興行場法施行細則の一部改正）

第4条 興行場法施行細則（昭和59年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

第6条中「届出書」を「興行場営業許可申請書記載事項変更届、興行場営業休止届又は興行場営業廃止届」に改める。

第6条の4中「第6条の2第1項又は前条第1項の届出書に記載した」を「法第2条の2第2項の規定により届け出た」に改め、同条を第6条の5とする。

第6条の3第1項中「別記第5号様式の届出書」を「別記第6号様式の興行場営業承継届」に改め、同条第2項中「届出書」を「興行場営業承継届」に改め、同条を第6条の4とする。

第6条の2第1項中「別記第4号様式の届出書」を「別記第5号様式の興行場営業承継届」に改め、同条第2項中「届出書」を「興行場営業承継届」に改め、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の届出）

第6条の2 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第4号様式の興行場営業承継届を知事に提出しなければならない。

2 前項の興行場営業承継届には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

第10条第6号中「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

別記第3号様式その1中「興行場営業許可申請書記載事項変更届出書」を「興行場営業許可申請書記載事項変更届」に改め、同様式その2中「興行場営業休止届出書」を「興行場営業休止届」に改め、同様式その3中「興行場営業廃止届出書」を「興行場営業廃止届」に改める。

別記第5号様式中「第6条の3」を「第6条の4」に、「興行場営業承継届出書」を「興行場営業承継届」に改め、同様式を別記第6号様式とする。 別記第4号様式中「第6条の2」を「第6条の3」に、「興行場営業承継届出書」を「興行場営業承継届」に改め、同様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。 別記第4号様式（第6条の2関係） 興行場営業承継届 年 月 日 保健所長 様 届出者住所氏名 年 月 日生 （法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） 譲渡により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） 2 譲渡の年月日 3 興行場の名称及び所在地 注 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。 （理容師法施行細則の一部改正） 第5条 理容師法施行細則（昭和59年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。 第3条の次に次の1条を加える。 （譲渡による地位の承継の届出書） 第3条の2 省令第20条の2第1項の届出書の様式は、別記第2号様式の2とする。 別記第1号様式注の事項を削る。 別記第2号様式の次に次の1様式を加える。 別記第2号様式の2（第3条の2関係） 譲渡による理容所承継届出書 年 月 日 保健所長 様 届出者住所氏名 生年月日	（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） 譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 記 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） 2 譲渡の年月日 3 理容所の名称及び所在地 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。 注2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添付すること。 （クリーニング業法施行細則の一部改正） 第6条 クリーニング業法施行細則（昭和59年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。 第4条の4の次に次の1条を加える。 （省令第2条の5第1項の届出書） 第4条の5 省令第2条の5第1項の届出書の様式は、別記第2号様式の5とする。 別記第1号様式注の事項を削る。 別記第1号様式の2注の事項を削る。 別記第2号様式の4中「第4条の4」を「第4条の5」に改め、同様式を別記第2号様式の5とする。 別記第2号様式の3中「第4条の3」を「第4条の4」に改め、同様式を別記第2号様式の4とする。 別記第2号様式の2中「第4条の2」を「第4条の3」に改め、同様式を別記第2号様式の3とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。 別記第2号様式の2（第4条の2関係） 譲渡による承継届出書 年 月 日 保健所長 様 届出者住所氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） 年 月 日生
---	---

譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従業者数
 - (4) 従業者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

（美容師法施行細則の一部改正）

第7条 美容師法施行細則（昭和59年北海道規則第116号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（譲渡による地位の承継の届出書）

第3条の2 省令第20条の2第1項の届出書の様式は、別記第2号様式の2とする。

別記第1号様式注の事項を削る。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2（第3条の2関係）

譲渡による美容所承継届出書

年 月 日

保健所長 様

住 所
届出者 氏 名
生年月日
（法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定

により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

注2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添付すること。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第8条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「相続（合併、分割）により」を削り、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 承継の理由 譲渡・相続・合併・分割

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）の項及び興行場法施行細則（昭和59年北海道規則第102号）の項を削る。

訓

令

北海道訓令第16号

保 健 福 祉 部
保 健 所

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月12日

北海道知事 鈴木直道

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令
食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第9条中「の規定による営業の」を「（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年12月13日から施行する。

告 示

北海道告示第568号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（北成地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和5年12月13日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。
令和5年12月12日
北海道知事 鈴木直道

北海道告示第569号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、鷹栖町北成地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和5年12月13日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。
また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。
令和5年12月12日
北海道知事 鈴木直道

北海道告示第570号
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
令和5年12月12日
北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字万世138・148の1・148の3・157の1から157の4まで・158・163の1・163の2・261・263・265（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）、147の1、149、164、208の2、209、262、264

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第571号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。
令和5年12月12日
北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類 道道

2 路線名 長流枝内木野停車場線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
河東郡音更町字下土幌幹線9番1地先から 同郡音更町字下土幌幹線8番2地先まで	前	18.23mから 20.00mまで	100.00m	—
	後	18.23mから 24.09mまで	100.00m	—

北海道告示第572号 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。 令和5年12月12日 北海道知事 鈴木直道 1 津波災害警戒区域の表示 (1) 市町村 紋別郡興部町 (2) 大字等 字興部宮下町、字興部元町、字興部浜町、字沙留海運町、字沙留元町、字沙留港町、字沙留汐見町、字沙留西町、字沙留北浜町、字沙留緑町、字秋里、字秋里春日町、字住吉、字富丘、字豊野（次の図のとおり） 2 基準水位 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）								
道 企 業 局 告 示								
北海道企業局告示第23号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。 なお、既に令和4年北海道企業局告示第2号及び令和5年北海道企業局告示第1号に基づき道に申請して令和4年度、令和5年度及び令和6年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。 令和5年12月12日 北海道公営企業管理者 天沼宇雄 第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類 令和4年度、令和5年度及び令和6年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。 <table><tr><td>契 約 の 種 類</td><td>資 格 の 種 類</td><td>調達をする物品等又は特定役務の種類</td></tr><tr><td></td><td></td><td>産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）</td></tr></table>			契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類			産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類						
		産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）						
物品の購入契約	物品の購入	印刷物の製造の請負契約						
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印章の製造の請負契約						
印章の製造の請負契約	印章の製造	複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約						
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	庁舎等清掃の委託契約						
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等警備の委託契約						
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	庁舎等消防設備保守点検の委託契約						
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	ボイラー等運転操作の委託契約						
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	情報システムの開発の委託契約						
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	船舶の建造の請負契約						
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶の修理の請負契約						
船舶の修理の請負契約		林産物の売払契約						
林産物の売払契約	林産物の売払い							

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 物品の購入及び物品の賃貸借

申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(2) 印刷物の製造及び印章の製造

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ (ア)又は(イ)の機器を所有していること（当該機器を賃借している場合を含む。）。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器

(3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

エ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請をしようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和6年12月27日（金）まで随時

注 資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 知事が特に必要と認めた者
知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。
また、北海道のホームページ（アドレス：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/>

[sikaku_m/sikaku_main.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.html)）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請（以下「物品の購入等の資格審査の申請」という。）を注書の方法により行う場合にあっては、申請書類の提出先は、出納局会計管理室調達課とする。

資 格 の 種 類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
物 品 の 購 入	出納局会計管理室 調 達 課	主たる営業所の所在地を所管 する総合振興局又は振興局の 総務課（主たる営業所の所在 地が石狩管内にある者につい ては出納局会計管理室調達 課）
印 刷 物 の 製 造		
印 章 の 製 造		
物 品 の 賃 貸 借		
庁 舎 等 清 掃	総務部総務課	総務部総務課
庁 舎 等 警 備		
庁舎等消防設備保守点検		
ボイラー等運転操作	総 合 政 策 部 次世代社会戦略局 情 報 政 策 課	総 合 政 策 部 次世代社会戦略局 情 報 政 策 課
情報システムの開発		
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林 産 物 の 売 払 い	水産林務部森林 環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林 室（石狩振興局、檜山振興 局、宗谷総合振興局及び根室 振興局を除く。）

(注) 物品の購入等の資格審査の申請及び情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより北海道電子自治体共同システム（<https://www.harp.lg.jp/>）にアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、物品の購入等の資格審査の申請については出納局会計管理室調達課、情報システムの開発の資格審査の申請については総合政策部次世代社会戦略局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和7年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (4) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道（企業局）が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第27号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年12月12日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和5年12月12日に一般競争入札の公告を行う各道立病院庁舎で使用する電力（業務用）の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の

- 契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道道立病院局の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成30年1月26日付け病経第1202号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年12月12日（火）から令和6年1月9日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道道立病院局のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/a0002/b0001/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道道立病院局病院経営課 |
| (2) 所在地 | 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-204-5232 |

北海道道立病院局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年12月12日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
各道立病院庁舎で使用する電力
- ア 業務用電力（平日休日別）
- | | |
|---------------------------|--------------|
| (ア) 契約電力（1kW当たりの単価） | 1,314kW |
| (イ) 使用電力量（平日）（1kWh当たりの単価） | 3,699,600kWh |
| (ウ) 使用電力量（休日）（1kWh当たりの単価） | 1,548,000kWh |
- イ 業務用電力（時間帯別）
- | | |
|---------------------------|--------------|
| (ア) 契約電力（1kW当たりの単価） | 500kW |
| (イ) 使用電力量（昼間）（1kWh当たりの単価） | 977,900kWh |
| (ウ) 使用電力量（夜間）（1kWh当たりの単価） | 1,369,100kWh |
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日までとし、電力の供給は令和6年4月1日から開始する。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和5年北海道道立病院局告示第27号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道道立病院局病院経営課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局病院経営課）
- (2) 入札日時 令和6年2月1日（木）午前10時（送付による場合は、同年1月31日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道道立病院局のホームページ（<https://www.>

pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/a0002/b0001/) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が、北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされた北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道道立病院局病院経営課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5232

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the buildings of Hokkaido Prefectural Hospital

a Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,314 kW

(b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 3,699,600 kWh

(c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,548,000 kWh

b Contract type : Commercial power (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 500 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 977,900 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,369,100 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 1, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 31, 2024)

C Contract : Hospital Administration Division, Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5232